

HACCP システムの 考え方

Kazuo Hisa
日佐 和夫



大阪府立大学
食品安全科学研究センター／微生物制御研究センター
客員教授

1946年生まれ、大阪市出身。69年農林省水産大学校製造学科（現(国研)水産研究・教育機構水産大学校）卒業、同増殖学科研究科中退、大阪府立大学農学部獣医学科研究生。その後、スーパーマーケット品質管理、衛生管理会社などを経て、東京海洋大学大学院食品流通安全管理専攻教授、2012年退職。現在、数社の顧問を務める。(一社)全国スーパーマーケット協会「食品安全技術専門会議」委員長。

HACCP 制度化への対応

第 7 回

HACCP 制度と法令順守および コンプライアンス〈2〉

前回に引き続き、今回も新型コロナウイルスの「専門家会議」とHACCP制度の「技術検討会」について私見を述べる。

今回、新型コロナウイルス「専門家会議」のメンバーの発言の一部について、私権制限（法的拘束力）への影響や法的位置付けなどの議論がなされた。政府はその後、法的に位置付けされ経済の専門家も含めた「分科会」を設置したが、リスク評価とリスク管理、さらに国民との間のリスクコミュニケーションの視点で注目したい。

一方、「HACCP制度」における「技術検討会」も、行政のアドバイザー的な検討会であり、その法的位置付けはないと推察している。従って、技術検討会が行うのは「食品等事業者団体が作成した手引書」への「リスク評価」に関する助言であり、「リスク管理」である指示的な発言は問題であると思われる。リスク評価に関する助言は当然、科学的根拠のある発言なので重要である。しかし、中小食品等事業者の多様性のある現場の科学的根拠（データ）を「手引書作成業界団体」に求めるのではなく、社会科学的視点から、リスク管理を行う現場的管理技術の評価もご検討いただければ幸いである。



今回、技術検討会における某手引書に関する厚生労働省議事録（本部と個店の関係）を見てみると、ある構成員から「相当強烈な本部が強烈に手順書を作って、この通りやれという絵ですね」という発言があった。この議事録の前後を読むと、「トップが決めた通りに行い、記録だけ個店（現場）が取ればよい」というふうに解釈できる。私見であるが、今どき、「前近代的な管理手法（あるいは組織）」であると驚いた。しかし、

業界団体も多種多様で、その団体としては「正論」であろう。一方、「安全と懸け離れたところでの必要以上の負担」などに対して、現場（業界団体会員企業）の意見を吸い上げ、行政に提案することも業界団体の責務だと思っている。

「With COVID-19」という、大きなリスクとの共存が必要となった不確実な時代に、HACCP制度化による食品安全リスク評価の「柔軟性と多様性」を思考し、経営資源である「暗黙知（現場の知恵）」の活用が、企業存亡の重要な対策になろうとしている。さらに、手引書という業界指針を順守することもコンプライアンスの範疇^{はんちゆう}であるが、「現場の知」に聞く耳を持たない業界指針（手引書）の考え方には違和感がある。